

VOL.2306

税務・財務 ニュース

税務・財務に関する情報を使いこなすことができれば、
より豊かな人生が送れるものと確信しています。
私どもは、これらの情報をお客様のお役に立てていただければと
願っております。
ご自身にどう当てはめたらよいのかをお考えいただき、
ご不明な点がございましたら、
一緒に検討させていただきたく存じます。
税務・財務に関する情報の提供を通じて、お客様の繁栄と、平安に、
少しでも貢献できればと願います。

友弘 正人

[今月のテーマ]

令和5年度税制改正対応版 生前贈与による相続対策

[contents]

- ◆ 令和5年度 贈与税改正の概要
- ◆ 相続対策としての暦年贈与
- ◆ 相続時精算課税贈与の活用にあたって、留意すべき点



税理士法人 トータル財務プラン
行政書士法人 トータル財務プラン
一般社団法人 トータル財務プラン
株式会社 トータル財務プラン
友弘正人公認会計士事務所

〒651-0087 神戸市中央区御幸通3丁目1番8号
ライオンズ三宮ビル2F
TEL : 078-221-7711 FAX : 078-221-7717
info@topp.co.jp <https://topp.co.jp>

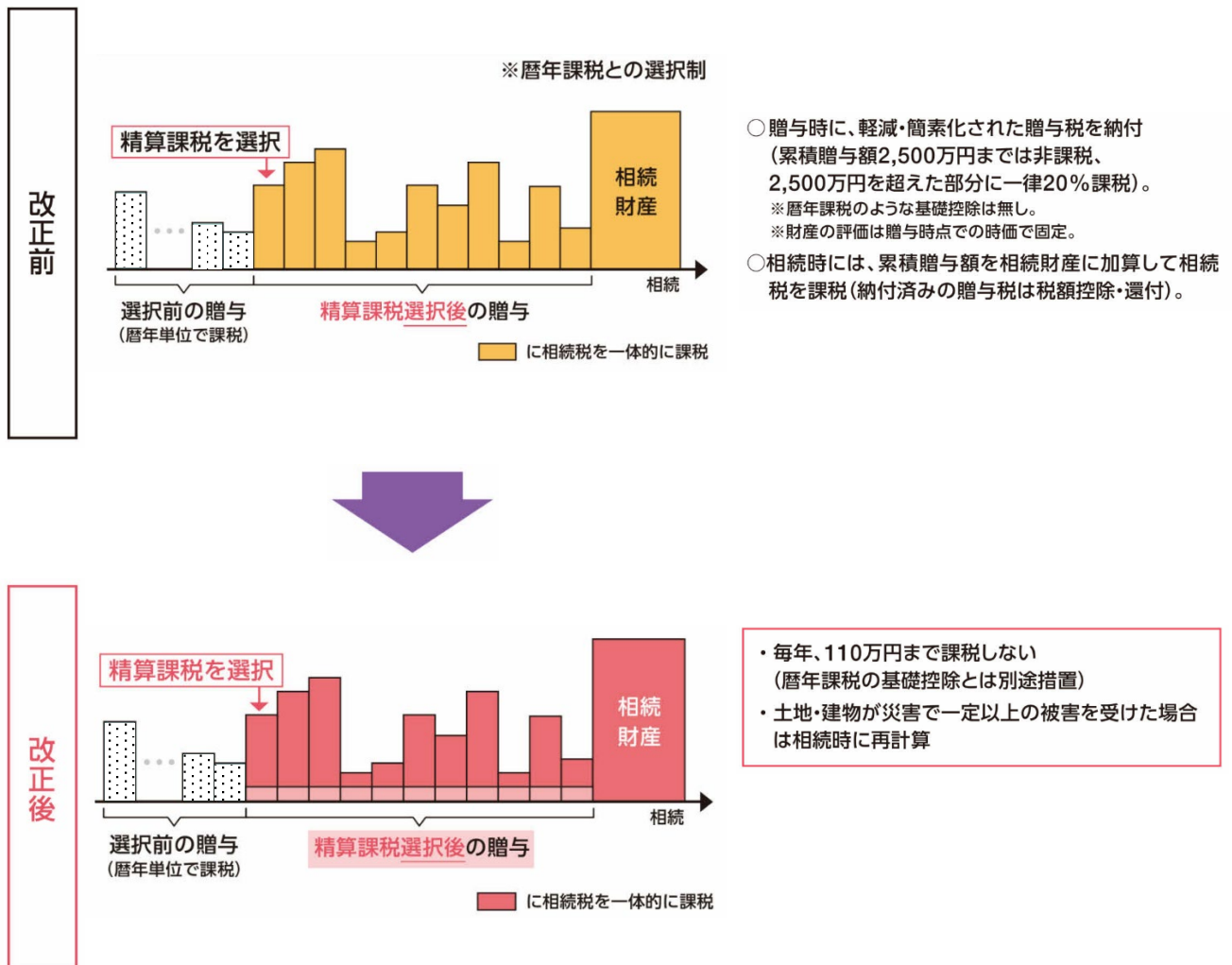
令和5年度税制改正対応版 生前贈与による相続対策

1. はじめに

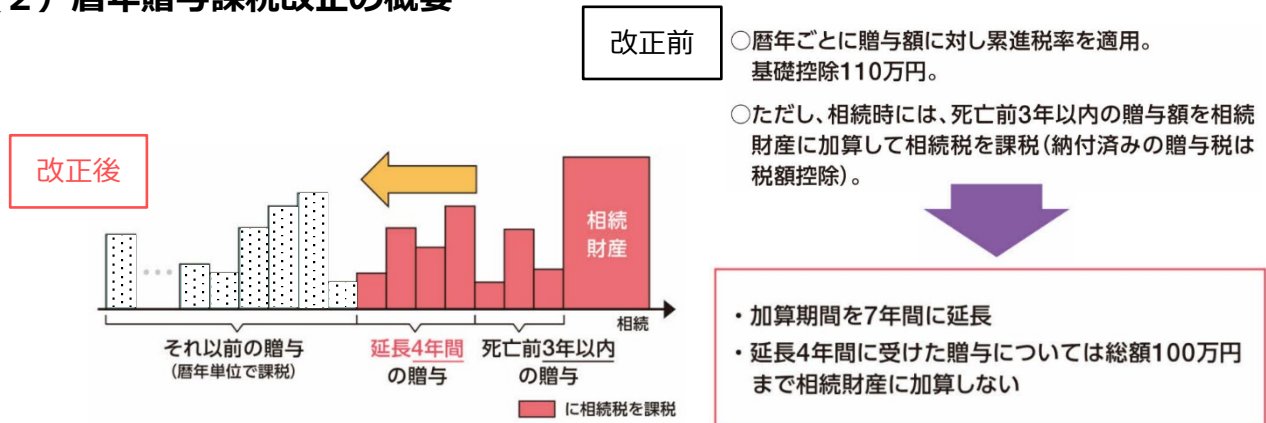
令和4年(2022年)12月16日「令和5年度税制改正大綱」が公表されました。弊社の「税務・財務ニュース3月号」で、贈与に関する改正についてご紹介させていただきました。令和6年以後の改正を前に、相続対策として生前贈与に関心を持たれた方もおられると思います。今回は、令和5年度の贈与税改正の概要と、生前贈与を活用した相続対策をご紹介したいと思います。

2. 令和5年度 贈与税改正の概要

(1) 相続時精算課税制度改正の概要



(2) 暦年贈与課税改正の概要



(財務省資料より)

3. 相続対策としての暦年贈与

(1) 相続財産の移転

相続税は次の世代などへの財産の移転に伴う税金であることから、暦年贈与は贈与者の相続時点の相続財産を減らす事ができ、(ただし一定の場合は相続財産に加算されます。後述参照) 相続税の節税が期待できるだけでなく、二次相続の際、贈与者の配偶者の相続税の節税も期待できます。

(2) 相続人以外への財産移転が可能

◆一代飛ばし効果

孫が財産を贈与により取得すると、相続税を1回免れることになり、長期的な視点で考えると、相続対策の効果は大きくなります。

◆相続税の2割加算の適用なし

孫など相続人以外の人に相続させる場合、相続税の2割が加算されますが、贈与税には2割加算制度はありません。

◆生前贈与加算の対象とならない

(1) で触れましたが、相続申告では、相続開始前3年(改正後7年)以内の贈与財産の加算制度という制度があります。相続又は遺贈によって財産を取得した者が、相続開始前3年(改正後7年)以内に財産を取得しているときは、その贈与があった時の贈与財産の価格を相続税の課税価格に加算し、加算後の金額をもとに相続税が計算されます。(R6年以後、延長期間4年間は総額100万円を加算しません)

孫などが被相続人から贈与を受けた場合であっても、その者が相続又は遺贈により財産を取得しなければ贈与財産の加算制度の適用はなく、贈与税の課税のみで完結されます。

(3) 暦年課税の注意点

- ◆名義預金は贈与とは認められません。贈与は、贈与者の「あげましょう」受贈者の「もらいましょう」という意思表示が必要です。孫名義の通帳に預金をするだけでは贈与とみなされず、相続財産となります。
- ◆子や孫の贈与後の金銭感覚や生活感を狂わせる心配がある場合
 - (a) 生命保険を活用する

生命保険金で相続税の納税資金を準備する場合に親が保険料相当額の現金の贈与を子に行い、子がその現金で親を被保険者とし、その子供本人が受取人になる保険に加入することで、相続税の節税と納税資金対策を行うことができます。
 - (b) 同族法人の貸付金、株式を贈与する

手元に贈与資金が残らないため、金銭感覚に影響が少ないと思われます。

4. 相続時精算課税贈与の活用にあたって、留意すべき点

(1) 令和6年以後は毎年110万円以下の贈与を検討してください。

令和5年度税制改正により、相続時精算課税適用者が贈与者から贈与により取得した財産について、令和6年1月1日以後に行われた110万円以下の贈与については贈与税が課されず、また相続財産にも加算されないこととされました。

(2) 値上がりが予想される財産又は高収益な財産を贈与する

相続時精算課税制度によって贈与を受けた財産は、その贈与者の相続申告において、贈与時の価額で相続財産に加算して相続税が課されます。そのため、値上がりが予想される財産を贈与します。また、収益物件を贈与することで、贈与者の所得から、受贈者への所得の移転を図ることができます。

(3) 贈与を受けた宅地等は小規模宅地等の特例の適用を受けることができません。

贈与を受けた不動産については、登録免許税、不動産取得税の負担が相続より重くなります。

5. 最後に

令和5年度税制改正によって生前贈与に関するルールが大きく変わることになりました。相続対策という観点からはこれまで以上に早期の準備が必要になってきます。弊社でも、生前贈与をはじめとする相続対策を行っており、ご相談も受けておりますので、ご関心を持たれた方は担当者へご連絡ください。

執筆者 籠田 信弘